

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		1			補助金名		提出日	平成23年10月31日		
款	項	目	大事	小事	政務調査費		担当課名	議会事務局		
01	01	01	03	02			所属長名	福留 克志		
根拠規則・要綱等					流山市議会政務調査費の交付に関する条例・規則					
H24年度予算要求額					13,440 千円					
H24年度予算確定額					13,440 千円					
1 補助金等の趣旨、目的		政務調査費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものである。								
2 内容・効果		議会の会派又は会派に所属しない議員に対して交付するもので、交付額は会派の議員数に1月あたり40,000円を乗じて得た額としている。ただし、年度末で残額が生じた場合は返還を受けている。 効果については、視察や研修会等への活発な参加により、議員の政策立案におおいに役立っている。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他								
4 算出基準(算式)		会派の議員数×40,000円×各年度に属した月数 28名×40,000円×12カ月＝13,440,000円 政務調査費は、政務のため、10カ月分（6月～3月）を支給 28名×40,000円×10カ月＝11,200,000円								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有 (無)	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D 0	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		予算額		13,440		13,440		11,200		
		決算額		12,659		12,507				
		補助件数(件)								
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		収入	市補助金							
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入							
		収入合計 A		0		0		0		
		支出	事務費							
			人件費							
			事業費							
支出合計 B		0		0		0				
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	H23年度の答申で、「補助金の必要性は認められるが、補助額等については改善の余地がある、また見直しが必要とされ、具体的内容については議会の議論に委ねる」とされたが、議会としては、適正な支出は議員自らが行うものであると考える。また、補助額については近隣各市と比較して妥当な金額であると考えている。 (近隣市の状況) 柏市 1人80,000円/月 松戸市 1人50,000円/月 野田市 1人22,500円/月 我孫子市 1人 25,000円/月	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	補助金に位置づけされているが、内容としては補助金とは異なり、金額は上記のとおり妥当な金額であると考えている。会派の研究内容については、政務調査費の交付に関する規則及び政務調査費使途基準申し合わせ事項により、適正に支出できるものとする。また、会計帳簿のチェックについては、議会事務局と総務課の二重の体制で行っており、支出内容に問題はないと考える。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		[実行プラン] 平成25年度以降についても継続とする。 自治法100条第14項の規定により、議員の調査研究に必要な経費として交付されているものであるため、平成25年度以降についても継続とする。
平成25年度		[実行プラン] 平成26年度以降についても継続とする。 自治法100条第14項の規定により、議員の調査研究に必要な経費として交付されているものであるため、平成26年度以降についても継続とする。
平成26年度		[実行プラン] 平成27年度以降についても継続とする。 自治法100条第14項の規定により、議員の調査研究に必要な経費として交付されているものであるため、平成27年度以降についても継続とする。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		3			補助金名		提出日	平成23年10月21日		
款	項	目	大事	小事	流山市役所職員互助会補助金		担当課名	人材育成課		
2	1	2	3	1			所属長名	湯浅 邦彦		
根拠規則・要綱等					流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱					
H24年度予算要求額					6,500千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		職員互助会は、本市職員で構成する団体で、会員相互互助と福利増進を図ることを目的とし、福利厚生・その他の目的達成に必要な事業を実施する。								
2 内容・効果		市が実施すべき地方公務員法第42条に関する福利厚生事業(福利厚生事業、千葉県市役所職員体育大会参加事業に限定)を補完し、実施することにより、職員の元気回復を助長し、公務能率の向上に資する。 地方公務員法第42条(厚生制度) 地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(行政の充実)								
4 算出基準(算式)		流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱第4条 福利厚生事業 限度額6,000,000円(事業の実施に要する経費相当額) 千葉県市役所職員体育大会等参加事業 限度額 1,500,000円(事業の実施に要する経費相当額) ※平成23年度当初予算⇒福利厚生事業4,000,000円、千葉県市役所職員体育大会参加事業1,000,000円 ※平成24年度予算要求⇒福利厚生事業5,000,000円、千葉県市役所職員体育大会参加事業1,500,000円 両事業の充実を図るため、要綱で定める限度額の範囲内で増額を要望するもの。								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
	無		0							
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		予算額		5,000		5,000		5,000		
		決算額		5,000		5,000		4,000		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		収 入	市補助金		5,000		5,000		4,000	
			国県補助金							
			会 費		8,748		8,597		8,591	
			その他の収入		18,808		15,155		14,763	
		収入合計 A		32,556		28,752		27,354		
		支 出	事務費		1,398		1,425		1,515	
			人件費		822		627		900	
			事業費		23,959		22,832		25,939	
			支出合計 B		26,179		24,884		28,354	
繰越金 A-B		6,377		3,868		-1,000				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	審議会の答申では、「職員の福利厚生事業の必要性は認めるものの、より効率的・効果的なものとなるよう事業内容について改善の余地がある。」との評価を受けているところである。 しかしながら、昨今の職員を取り巻く環境は業務の複雑化・多様化等により大きく様変わりしており、ストレスを蓄積する職員も増加傾向にあることや職員間のコミュニケーションの拡充も強く求められている。 このような状況から、平成24年度の補助金額増額を要望するものである。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	補助金は、地方公務員法第42条の実施義務に基づき、福利厚生事業及び千葉県市役所職員体育大会事業に限定し、職員の創意工夫による福利厚生等の目的達成のため、職員互助会に対し補助するものである。 県互助会を含む本市職員互助会に対する公費負担状況は、毎年、点検等を行ってきた結果、平成21年度で一人あたりの公費支出額は6,713円となり、全国平均の11,191円、県内平均の8,081円と比較し、大きく下回っている。 また、補助金の使い道についても、流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱を定め、福利厚生委託事業、千葉県市役所職員体育大会派遣事業の2つに限った支出にしよう用途を限定するなど適正な執行に努めている。 しかし、近年、業務の複雑化・多様化等により、ストレスを蓄積する者も増加傾向にあることや職員間のコミュニケーションの充実も含め、福利厚生事業を通して、職員がリフレッシュできる環境整備が求められており、職員の福利厚生担当課として、増額要望すべきではないか、といった意見も寄せられている。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		〔実行プラン〕 福利厚生事業をととして、より効果的かつ効率的なものとなるよう事業内容を充実させる。また、堅実で適正な補助金の支出に努める。
平成25年度		〔実行プラン〕 福利厚生事業をととして、より効果的かつ効率的なものとなるよう事業内容を充実させる。また、堅実で適正な補助金の支出に努める。
平成26年度		〔実行プラン〕 福利厚生事業をととして、より効果的かつ効率的なものとなるよう事業内容を充実させる。また、堅実で適正な補助金の支出に努める。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		5			補助金名		提出日			
款	項	目	大事	小事	地域まちづくり協議会		担当課名	コミュニティ課		
2	1	15	1	54			所屬長名	兼子 潤一 ㊟		
根拠規則・要綱等					流山市地域まちづくり協議会補助金交付要綱					
H24年度予算要求額					1,000千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		流山市地域まちづくり協議会補助金は、地域社会における自治意識を醸成し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民自ら地域の課題について協議し、自らの課題は自ら解決するために組織した流山市地域まちづくり協議会が行う事業に対し補助金を交付するものです。								
2 内容・効果		【内容】 地域を小学校区単位として考えた場合、この地域エリア内では自治会やNPO団体・地区社協・PTAや趣味等でつながりのある団体など、様々な団体や個人が活動しています。この小学校区のエリア内で活動している団体が、横に手と手をつなぎながら連携し、地域の情報交換をしながら地域内で抱えている問題を、自主的に解決する活動を推進するのが地域まちづくり協議会です。 地域まちづくり協議会が地域の課題や課題解決の手段として実施する事業に対して「地域まちづくり協議会補助金」として50万円を限度として交付するものです。 【効果】 単一の自治会等や団体などで未解決のまま抱えている諸問題を小学校区単位でまとまり連携して解決にあたるなど、地域自治意識の醸成を図るものです。地域住民は、自分の暮らす地域に関心を持ち、自ら考え、話し合い、協力し合い、地域の課題に取り組み、解決していく住民自治を基本に、地域コミュニティの充実や活性化が図られます。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 2-6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進 1 コミュニティ推進体制の強化 (3) 地域まちづくり協議会の推進								
4 算出基準(算式)		補助金の交付額は、1協議会50万円を限度とします。								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有 無	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
			0							
6 補助金の推移		年 度	21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)			
		予算額	0		0		1,000			
		決算額	0		0					
		補助件数(件)	0		0		2			
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度	21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)			
		収 入	市補助金	0		0		1,000		
			国県補助金	0		0		0		
			会 費	0		0		100		
			その他の収入	0		0		240		
		収入合計 A		0		0		1,340		
		支 出	事務費	0		0		0		
			人件費	0		0		0		
			事業費	0		0		1,340		
		支出合計 B		0		0		1,340		
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	地域自治醸成を図るための事業を実施する補助であるため、必要と考えます。 地域の現状は、一部の自治会では高齢化により衰退している中で、一方、NPOなど自治会以外のコミュニティ活動の担い手が登場し、活発化している状況にあります。このような状況下で、地域内に縦割りで存在している団体同士が横に手を結びながら連携し、概ね小学校区単位でまとめ、地域における諸課題(防犯・少子高齢化対策など)の解決に向けて取り組む地域まちづくり協議会を設立し、課題や問題を地域で手を携えながら自ら解決する地域自治を検証するものです。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	平成23年度設立したモデル地域まちづくり協議会を補助するものです。 平成23年度「地域まちづくり協議会」モデル地区 ・流山小学校区まちづくり協議会 ・新川まちづくり協議会 [今後について] ・2つのモデル地区について平成23年度の事業を検証しつつ、平成24年度における事業を展開しながら、地域内の多様な利害関係者(マルチステークホルダー)が集まり多様な担い手が連携し、課題解決にあたる地域まちづくり協議会の設立を目指します。平成31年度までに市内全域の小学校区に推進していきます。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		[実行プラン] 2協議会×500,000円=1,000,000円 [今後について] ・2つのモデル地区について検証し、平成31年度までに市内全域の小学校区に推進していきます。
平成25年度		[実行プラン]
平成26年度		[実行プラン]

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		9			補助金名		提出日			
款	項	目	大事	小事	自治会館維持管理費(大規模修繕・冷暖房機器設置)補助金		担当課名	コミュニティ課		
2	1	15	3	2			所属長名	兼子 潤一 ㊟		
根拠規則・要綱等					流山市自治会館維持管理費補助金交付要綱					
H24年度予算要求額					5,860千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の大規模修繕及び冷暖房機器設置に要する経費の一部に対し、流山市補助金交付規則に基づき、予算の範囲において、自治会に交付するもの。								
2 内容・効果		大規模修繕等に要する経費、その経費の3分の1とし、100万円を限度とし補助するもので自治会活動を推進する上では、必要な補助である。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 2-6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進 3 コミュニティ活動の充実 (1) 自治会活動助成の充実								
4 算出基準(算式)		【大規模修繕】 修繕に要する経費が20万円以上となるものに対し、その経費の3分の1とし、100万円を限度とし、補助。 【冷暖房機の設置】 設置に要する経費が5万円以上となるものに対し、その経費の3分の1とし、100万円を限度とし、補助。 裏面参照								
5 国・県補助金等の有無、割合等		有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助裏負担額C	市継ぎ足し単独額D
		無		0						
6 補助金の推移		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
		予算額		4,700		2,680		2,670		
		決算額		4,560		1,450				
		補助件数(件)		9		5		11		
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
		収 入	市補助金		4,560		1,450		2,670	
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入		18,656		3,324		4,328	
		収入合計 A		23,216		4,774		6,998		
		支 出	事務費							
			人件費							
			事業費		23,216		4,774		6,998	
支出合計 B		23,216		4,774		6,998				
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)		自治会館建設費補助については、コミュニティ施策の一環として、自治会の活動を推進する上で、自治会館の果たす役割は非常に大きなものであり、補助金の削減は難しい。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解		自治会の活動を推進する上で、自治会館の果たす役割はその地域居住者のコミュニケーションの場として、非常に大きなものであり、積極的に支援すべきである。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)	
平成24年度		劣化により、修繕費を多額に要する工事が多くなってきたため、現在の上限金額である1,000千円では、不十分なケースが発生しているため、補助金の上限金額を3,000千円に増額する要綱改正を実施する。 [補助予定] ・東深井団地自治会(大規模修繕).....310,000円 ・あさぎが丘自治会(大規模修繕).....260,000円 ・松ヶ丘自治会(大規模修繕).....3,000,000円 ・平和台2・3丁目自治会(大規模修繕).....1,000,000円 ・駒木台第2自治会(冷暖房機器設置).....80,000円 ・第一住宅初石自治会(外壁塗装工事).....690,000円 ・第一住宅初石自治会(冷暖房機器設置).....50,000円 ・富士見台自治会(大規模修繕).....470,000円 合計 5,860,000円	
平成25年度		[実行プラン] 各自治会からの要望書を基に予算計上。 8自治会程度に対し、5,000千円程度の補助を実施。	
平成26年度		[実行プラン] 各自治会からの要望書を基に予算計上。 8自治会程度に対し、5,000千円程度の補助を実施。	

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		12			補助金名		提出日	平成23年10月21日		
款	項	目	大事	小事	流山市防犯灯電気料金等補助金		担当課名	安心安全課		
2	1	16	1	1			所属長名	片桐 正男 ㊟		
根拠規則・要綱等					流山市防犯灯電気料金等補助金交付要綱					
H24年度予算要求額					40,275千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		防犯灯施設の充実を図り、もって犯罪等の未然防止と明るい市民生活の環境の向上に寄与する。								
2 内容・効果		自治会が負担する防犯灯の電気料金の一部を(40W以上)ないし全額(40W未満)を補助することで、地域の犯罪等の未然防止が図れた。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 (								
4 算出基準(算式)		電気料 40W(親) 既設(一年払い) 11,955灯*218円*12ヶ月= 31,274,280円 (月払い) 1,868灯*228円*12ヶ月= 5,110,848円 新設(月払い) 350灯*350円* 9ヶ月= 718,200円 前年度一括払い清算金 3,105,600円 ・振込手数料等 34,125円 ・通知文送料等 31,590円 合計 40,274,643円 ※ 電気料金の値上げによる H23年度と比較すると 月31円の電気料金の増額となった。 一括払い清算金は、年度当初に支払いをするため、年度途中での電気料金の値上げあった場合、翌年度の清算とる。								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H23年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
	無		0							
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		予算額		36,649		34,039		34,050		
		決算額		32,200		32,536		34,050		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		収 入	市補助金		36,649		34,039		34,050	
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入							
		収入合計 A		36,649		34,039		34,050		
		支 出	事務費							
			人件費							
			事業費		32,200		32,538		34,050	
		支出合計 B		32,200		32,538		34,050		
繰越金 A-B		4,449		1,501		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	平成23年度から、省電力と長寿命であるLED防犯灯を補助対象とした要綱を改正したことから、LED防犯灯の普及に伴い電気料金の削減を図っていきたい。 ●補助金名称の変更 流山市防犯灯維持管理補助金交付要綱を流山市電気料金等補助金交付要綱に変更		
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	防犯灯の設置については、犯罪の防止を未然に防ぐ目的で、自治会での設置をお願いしているところであるが、住民が防犯に対する意識が高くなるにつれ、防犯灯の設置要望が多くなり、自治会においても会計が厳しい中での対応を迫られている現状にあることから、少しでも経費の軽減を図り、より効果的に防犯灯を設置していただき、市民が安全で安心した生活ができるよう担当課としても補助を行っていきたい。自治会防犯灯の維持管理活動の支援を行うためであり、継続して事業を進めていくこととしたい。 ※増額の理由 電気料金の値上げが行われたことから、前年度予算額より増額となったものである。		
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)	
平成24年度		[実行プラン] LED防犯を推進し、電気料金の削減に努めていきます。	
平成25年度		[実行プラン] LED防犯を推進し、電気料金の削減に努めていきます。	
平成26年度		[実行プラン] LED防犯を推進し、電気料金の削減に努めていきます。	

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号					補助金名	提出日	平成23年10月28日				
款	項	目	大事	小事	自主防災組織防災資機材整備事業補助金	担当課名	安心安全課				
9	1	5	2			所属長名	片桐 正男 ㊞				
根拠規則・要綱等					・流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱						
H24年度予算要求額					1,000千円						
H24年度予算確定額					千円						
1 補助金等の趣旨、目的		地域の防災活動の促進を図り、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材の購入に要する経費の一部を補助し、安全な地域社会の推進に寄与するため。									
2 内容・効果		防災資機材の購入に要する経費の一部を自主防災組織に補助することにより、地域の防災活動の促進が図れるとともに、住民が互いに協力、助け合いながら「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の向上が図れる。									
3 対象事業の施策的な位置付け		地域防災事業									
4 算出基準(算式)		・補助金の額 防災資機材整備につき補助対象経費の3分の1以内 100世帯以下50,000円、300世帯以下70,000円、300世帯を超える場合 100,000円を限度とする。 ・算出の根拠 ・情報収集伝達活動資機材(携帯型無線機、携帯ラジオ等) ・消火活動資機材(消火器、三角消火バケツ等) ・水防活動資機材(防水シート、シャベル、スコップ、土のう等) ・救出活動資機材(ヘルメット、懐中電灯、可搬式発電機等) ・救護活動資機材(担架、救急セット、毛布等) ・生活維持活動資機材(炊飯設備、組立テント、非常食、飲料水) ・その他									
5 国・県補助金等の有無、割合等	有 無	有の場合の国・県・市の割合及び額(H22年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	0	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		予算額									
		決算額									
		補助件数(件)									
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		収 入	市補助金								
			国県補助金								
			会 費								
			その他の収入								
		収入合計 A									
		支 出	事務費								
			人件費								
			事業費								
支出合計 B											
繰越金 A-B											

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	防災資機材の購入に要する経費の一部を自主防災組織に補助することにより、地域の防災活動の促進が図れるとともに、住民が互いに協力、助け合いながら「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の向上が図れる。		
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	東日本大震災を目の当たりにし、地域での住民が互いに協力、助け合うことが重要であることを再認識するとともに、より地域の防災力の向上が求められるている。そのため防災資機材の整備の支援をおこない、さらに地域の防災力の向上を図ってもらうために、平成24年度新規事業として計上したものです。		
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)	
平成24年度		〔実行プラン〕 東日本大震災を目の当たりにし、地域での住民が互いに協力、助け合うことが重要であることを再認識するとともに、より地域の防災力の向上が求められるている。そのため防災資機材の整備の支援をおこない、地域での防災力の向上を図るため、平成24年度新規事業として計上したものです。	
平成25年度		〔実行プラン〕 東日本大震災を教訓にし、地域での住民が互いに協力、助け合うことが重要であることから、地域の防災力の向上を図るため引き続き整備の支援を行っていきます。	
平成26年度		〔実行プラン〕 東日本大震災を教訓にし、地域での住民が互いに協力、助け合うことが重要であることから、地域の防災力の向上を図るため引き続き整備の支援を行っていきます。	

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		31			補助金名		提出日	平成23年10月21日			
款	項	目	大事	小事	障害者支援施設等通所交通費助成金		担当課名	障害者支援課			
3	1	2	1	63			所屬長名	増田 恒夫 ㊟			
根拠規則・要綱等					障害者支援施設等通所交通費助成規則						
H24年度予算要求額					3,624千円						
H24年度予算確定額					3,624千円						
1 補助金等の趣旨、目的											
福祉作業所等に通勤する障害者に通勤に係る交通費を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。											
2 内容・効果											
福祉作業所等の賃金は少額であり、通勤交通費を差し引くと毎月ほとんど手元に賃金が残らない。このため、障害者の就労意欲、自立意欲を向上させ、あわせて生活の安定を図るため、心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所、心身障害者福祉作業所等に通う障害者に通勤費を助成するもの。											
3 対象事業の施策的な位置付け											
基本計画・実施計画 その他（ 流山市障害者計画											
4 算出基準（算式）											
補助額 交通費の1/2、5,000円を上限とする 市内外の作業所等 27箇所 20年度実績 2,176,000円 21年度実績 2,444,100円 伸び率1.123 22年度実績 2,788,000円 伸び率1.140 23年度支出予定額 2,788,000円×1.140=3,178,320円 24年度 3,178,320円×1.140=3,623,284円											
5 国・県補助金等の有無、割合等		有	有の場合の国・県・市の割合及び額（H24年度予算要求時・単位：千円）		総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D
		無									
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		予算額		3,518		2,719		3,083			
		決算額		2,444		2,788		3,178			
		補助件数（件）		156		191		233			
7 交付団体の決算の状況（個人対象の補助金等については記載不要）		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		収 入	市補助金								
			国県補助金								
			会 費								
			その他の収入								
		収入合計 A		0		0		0			
		支 出	事務費								
			人件費								
			事業費								
		支出合計 B		0		0		0			
繰越金 A-B		0		0		0					

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	扶助費的な意味合いが強い。本来的には、福祉作業所の賃金水準の上昇や作業所による通勤費の支給を図るべきであるが、実際には困難な状況である。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	交通費等の金銭的な理由により福祉作業所等への通所が妨げられ、障害者の社会参加や自立の助長が疎外されることが内容に助成が必要と考えられる。 増額の理由 障害者が積極的に作業所への通所をし、積極的に社会参加することにより利用者が増加した。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		【実行プラン】 必要な交通費の実費を支給する。 延べ191件 3,623,284円
平成25年度		【実行プラン】 必要な交通費の実費を支給する。
平成26年度		【実行プラン】 必要な交通費の実費を支給する。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		40			補助金名		提出日	平成23年10月24日		
款	項	目	大事	小事	就労支援施設利用者負担金助成		担当課名	障害者支援課		
3	1	2	3	55			所属長名	増田 恒夫 ㊞		
根拠規則・要綱等					流山市障害者就労支援施設利用者負担助成金規則					
H24年度予算要求額					306千円					
H24年度予算確定額					-306千円					
1 補助金等の趣旨、目的		障害者自立支援法により就労支援施設利用者の原則1割負担が発生することによる就労意欲の減退を防止することを目的に利用者の負担に 対し助成する物である。								
2 内容・効果		就労支援施設で働く障害者の工賃水準は依然として低く、そのサービス利用料1割負担を助成し、障害者及びその家族の負担を軽減すること で、障害者の自立の促進を図ることができる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画（ 実施計画 ）その他（ 流山市障害者計画								
4 算出基準（算式）		○既存利用者（3名） 支給済額（H23年4月～7月分）＋H23年度支給済実績平均助成額×8ヵ月 64,538円＋129,076円＝193,614円 ○新規利用者（1名） 最大利用月額（H23年度実績）×12ヵ月 9,300円×12ヵ月＝111,600円 計 305,214円								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有 (無)	有の場合の国・県・市の割合及び額（H24年度予算要求時・単位：千円）	総事業費A＝B＋C＋D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助裏負担額C	市継ぎ足し単独額D	
6 補助金の推移		年 度	21年度（千円）		22年度（千円）		23年度見込（千円）			
		予算額	1,071		1,435		282			
		決算額	1,071		54		282			
		補助件数（件）	32		5		3			
7 交付団体の決算の状況（個人対象の補助金等については記載不要）		年 度	21年度（千円）		22年度（千円）		23年度見込（千円）			
		収 入	市補助金							
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入							
		収入合計 A		0		0		0		
		支 出	事務費							
			人件費							
事業費										
支出合計 B		0		0		0				
繰越金 A－B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	障害者自立支援法の制定により、障害福祉サービスの利用にあたっては、利用者の原則1割負担となった。そうした中、就労支援施設に通う障害者についてもサービス利用料の支払いが義務づけられたところである。しかし、就労支援施設の工賃収入は依然低く、工賃を得てもサービスの利用料に消えてしまっている現状にある。障害者及び家族の経済的負担が大きくなっている現状及び、利用者負担増が原因で、障害者が必要なサービスの利用辞退を防ぐためにも、この助成は有効であり必要である。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	平成22年4月の障害者自立支援法改正により、低所得者の利用者負担が0円となったことから、本制度の対象者は減少した。しかし、既存利用者はまだおり、新規に対象となる者もいることから、障害者本人の就労意欲の維持向上のためにもこの事業は有効であり必要である。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		[実行プラン] 「流山市障害者就労支援施設利用者負担金助成規則」に則り、1年間を三期に分け利用者又はその保護者からの申請を受け、内容を審査し利用者の1割自己負担分を助成するものである。
平成25年度		[実行プラン] 「流山市障害者就労支援施設利用者負担金助成規則」に則り、1年間を三期に分け利用者又はその保護者からの申請を受け、内容を審査し利用者の1割自己負担分を助成するものである。
平成26年度		[実行プラン] 「流山市障害者就労支援施設利用者負担金助成規則」に則り、1年間を三期に分け利用者又はその保護者からの申請を受け、内容を審査し利用者の自己負担分を助成するものである。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号						補助金名		提出日		
款	項	目	大事	小事	私立保育所放射性物質除染事業補助金			担当課名	保育課	
3	2	1	5	51				所属長名	宮島 芳行	
根拠規則・要綱等					流山市私立保育所放射性物質除染事業補助金交付要綱					
H24年度予算要求額					3,171千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		平成23年3月11日の東日本大震災による原子力発電所の事故により降り積もった放射性物質を除染する必要がある。特に子ども達に対する安全の確保が強く求められていることから、公立保育所同様、私立保育園において除染を早急に行う必要がある。については、費用負担の大きい除染を円滑に進めることができるよう、補助金制度を確立し、補助を行うものである。								
2 内容・効果		本件を行うことにより、私立保育園にとって経費面の負担が軽減されることから、除染が進むものとする。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ <u>その他</u> (流山市放射線量低減計画)								
4 算出基準(算式)		除染にかかる費用×1/2 各保育園につき、200万円を限度額とする。								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有 <u>無</u>	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D 0	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
6 補助金の推移		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
		予算額								
		決算額						1,517		
		補助件数(件)						13		
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
		収 入	市補助金						1,517	
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入							
		収入合計 A		0		0		1,517		
		支 出	事務費							
			人件費							
事業費							1,517			
支出合計 B		0		0		1,517				
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	本来であれば、すべて国もしくは東京電力の責務であると考え。しかし、子どもの安全のためという緊急性を鑑み、当該の手法で行うことが必要である。今後、国、東電が行うのであれば、補助制度は不要と考える。		
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	公立保育所は全額公費にて行うが、本来であれば、子どもの安全を最優先に考えた場合、私立保育所に対しても費用を持つことは必要と考える。施設管理者としての責務を考えると私立保育園においても除染の必要性は同じである。私立であることを考えると、全額負担ではなく、補助制度により負担軽減を図ることが本事業では必要と考える。		
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)	
平成24年度		〔実行プラン〕	
平成25年度		〔実行プラン〕	
平成26年度		〔実行プラン〕	

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号						補助金名		提出日		
款	項	目	大事	小事	私立保育所AED設置事業補助金				担当課名	保育課
3	2	5	2	54					所属長名	宮島 芳行
根拠規則・要綱等					流山市私立保育所自動体外式除細動器導入事業補助金交付要綱					
H24年度予算要求額									582千円	
H24年度予算確定額									千円	
1 補助金等の趣旨、目的		平成20年4月1日から施行した当該交付要綱は、「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」の目的を達成させる一環として私立保育所に自動体外式除細動器(以下AEDという)を設置する経費の一部を補助金交付するものである。すでに公立保育所は設置済みである。								
2 内容・効果		初期の救急に必要心室細動を起こした場合は、一刻も早く電気的除細動を施行することが重要とされており、救急車の到着以前にAEDを使用した場合には、救命率は数倍高いことが明らかになっている。そのために、平成14年7月に厚生労働省が一般の人にもAEDの使用を認める見解を出したことから、現在のAEDは、操作を自動化して医学的判断ができない一般の人でも使えるように設計されており、公共施設はもとより、交通機関や百貨店、宿泊施設等にも導入が進んでいる。そこで、子育て条例の理念を考慮し、公立・私立の区分にとらわれず、公共的施設である私立保育所にAEDを設置していくこととした。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 (								
4 算出基準(算式)		私立保育所が賃貸借契約等に基づく経費に限定し、4月1日から翌年3月31日までの当該年度に支出した経費の1/2相当額とする。5,800円/月(1台あたりのリース代)*1.05(消費税額)*12月/年*8箇所(5私立保育所+3分園)*1/2(補助率)を合わせた金額 なお、1台あたりのリース代は平成22年度に導入されたものから月額5,300円(税抜き)となり来年度においても同額のリース代である。								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
	(無)		0							
6 補助金の推移		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
		予算額		486		499		560		
		決算額		293		326		326		
		補助件数(件)		8		9		9		
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
		収 入	市補助金		293		326		326	
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入		293		326		326	
		収入合計 A		586		652		652		
		支 出	事務費							
			人件費							
			事業費		586		652		652	
		支出合計 B		586		652		652		
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	平成20年4月1日から施行した当該交付要綱は、「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」の目的を達成させる一環として私立保育所に自動体外式除細動器(以下AEDという)を設置する経費の一部を補助金交付するものであるが、今現在、導入に向け各私立保育所が契約締結の準備を進めている状況にある。賃貸借契約等に基づく経費に限定していることから、リース契約の基本スパンである5年間は維持していかなければならない。		
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	平成20年度から行ってきたものであり、子どもの安心・安全を考慮し維持していきたい。 平成23年度12月から1園、平成24年度から3園の私立保育所が開園されることから、増額を要望するものである。		
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)	
平成24年度		[実行プラン]AEDは、各私立保育所が賃貸借契約等に基づき導入していることから、リース契約の基本スパンである5年間は維持していかなければならない。また、分園等への導入を進める。賃貸借契約に基づき導入していることから、リース契約の基本スパンである5年間は維持していかなければならない。 また、新設園への整備を進める予定である。	
平成25年度		[実行プラン]AEDは、各私立保育所が賃貸借契約等に基づき導入していることから、リース契約の基本スパンである5年間は維持していかなければならない。また、分園等への導入を進める。賃貸借契約に基づき導入していることから、リース契約の基本スパンである5年間は維持していかなければならない。	
平成26年度		[実行プラン]AEDは、各私立保育所が賃貸借契約等に基づき導入していることから、リース契約の基本スパンである5年間は維持していかなければならない。また、分園等への導入を進める。賃貸借契約に基づき導入していることから、リース契約の基本スパンである5年間は維持していかなければならない。	

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		62			補助金名		提出日	平成23年10月20日		
款	項	目	大事	小事	地球温暖化対策奨励金		担当課名	環境政策課		
4	1	4	5	60			所属長名	飯泉 貞雄		
根拠規則・要綱等					太陽光発電設備設置奨励金交付規則					
H24年度予算要求額					12,000千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		・市域全体の地球温暖化対策を具体的に推進する事業として、CO2の削減に直接効果のある新エネルギー設備を設置する市民に対して奨励金を交付することで、設備の普及とCO2等の温室効果ガスの削減を図る。 ・市域全体から排出されるCO2等の温室効果ガスの特性をみると、排出割合が多く増加傾向にある民生部門からの排出量の削減対策を講じることが課題となっている。								
2 内容・効果		・太陽光発電設備を設置した市民に対して、奨励金を交付する。 1kWあたり30,000円(上限額120,000円) CO2削減効果…年間 51.5トン								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・ <u>実施計画</u> ・その他(								
4 算出基準(算式)		・奨励金交付額(予算編成時見込み額) ※1kWあたり30,000円(上限額120,000円) 120,000円*100件=12,000,000円								
5 国・県補助金等の有無割合等	有 無	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D 12,000	国補助率	県補助率 3,500	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D 8,500	
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		予算額				5,000,000		9,000,000		
		決算額				2,000,000		9,000,000		
		補助件数(件)				40		100		
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		収 入	市補助金							
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入							
		収入合計 A		0		0		0		
		支 出	事務費							
			人件費							
			事業費							
支出合計 B		0		0		0				
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	・今日の地球温暖化の進行から、CO2の排出を削減・抑制する有効な対策の措置が急務であり、これを踏まえた施策の実施が社会的に求められている。本市においては、平成22年3月に策定したストップ温暖化！ながれやま20⇒20(にこにこ)プランを推進する観点から、増加傾向にある民生部門からの排出量を削減することが課題となっている。このことから、当該事業の実施は、社会の情勢を的確にとらえつつ、本市の課題でもあるCO2削減事業として継続して実施することが妥当と考えられるため、現時点においては改革すべき点は見出せない。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	・平成22年度は、1設備50,000円の奨励金額であったが、平成23年度以降は千葉県内各市の補助金額はkW単位で交付していることから、本市も奨励金額について検討し、1kWあたり30,000円(上限額120,000円)として、規則の改正を進めながら予算要求してきたものである。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		【実行プラン】・1kWあたり30,000円(上限額120,000円) 【交付対象条件】①自ら所有し、かつ、居住する住宅に設備を設置しようとする者、②自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設備を設置しようとする者、③第三者が所有する住宅に居住する者で、当該住宅への設備の設置について所有者の承諾を受けている者、④市内事業者からの購入、設置する者 ①から③は平成23年7月21日付けで「千葉県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付要綱」及び「同補助金取扱要領」の施行に伴い、平成24年度から、千葉県の交付要綱及び取扱要領に準拠した。 ④については、市内商業の活性化を図る観点から、引き続き条件とする。 なお、平成23年度まで条件としていた、市内に1年以上継続して居住の要件については、千葉県の交付要綱に準拠したことから、削除した。
平成25年度		【実行プラン】・1kWあたり30,000円(上限額120,000円) 【交付対象条件】①自ら所有し、かつ、居住する住宅に設備を設置しようとする者、②自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設備を設置しようとする者、③第三者が所有する住宅に居住する者で、当該住宅への設備の設置について所有者の承諾を受けている者、④市内事業者からの購入、設置する者
平成26年度		【実行プラン】・1kWあたり30,000円(上限額120,000円) 【交付対象条件】①自ら所有し、かつ、居住する住宅に設備を設置しようとする者、②自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設備を設置しようとする者、③第三者が所有する住宅に居住する者で、当該住宅への設備の設置について所有者の承諾を受けている者、④市内事業者からの購入、設置する者

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		64			補助金名		提出日	平成23年10月28日		
款	項	目	大事	小事	再生資源物回収事業奨励金		担当課名	リサイクル推進課		
4	2	3	2	1			所属長名	課長 南雲 嘉弘 		
根拠規則・要綱等					流山市集団回収に関する規則					
H24年度予算要求額					117,132 千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		地域コミュニティの形成に役立つとともに、再生資源物の回収を促進することにより、廃棄物の減量・資源化に有効となる集団回収事業の促進を図り、ごみ収集経費の削減に寄与する。								
2 内容・効果		市に登録しているリサイクル団体が収集した資源物を回収する登録再生資源物回収業者に対し、その資源物の回収量に応じて奨励金を交付し、ごみ減量・資源化を推進しようとするもの。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 2-2環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり 2. 一般廃棄物の減量資源化の推進 (3) リサイクル団体への支援及び資源回収の一元化として位置づけあり。								
4 算出基準(算式)		流山市集団回収に関する規則第11条(奨励金の額)により 集団回収一元化により、行政回収約3,000トン分が集団回収へ移行すると思われる。 ビン・缶類 12.8円/kg×回収重量1,901,182kg= 24,335,130円 参考 H23予算 1,411,772kg 18,070,682円 紙・布類 9.8円/kg×回収重量9,469,068kg = 92,796,866円 7,140,950kg 69,981,310円 計 11,370,250kg 117,131,996円 8,552,722kg 88,051,992円								
5 国・県補助金等の有無割合等	有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
	無		0							
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		予算額		97,038		89,360		88,052		
		決算額		87,610		87,594		88,052		
		補助件数(件)		5		5		5		
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		収 入	市補助金							
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入							
		収入合計 A		0		0		0		
		支 出	事務費							
			人件費							
			事業費							
		支出合計 B		0		0		0		
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	地域のリサイクル活動である集団回収は、廃棄物の減量・資源化に有効であり、ごみ処理経費の削減に寄与していると考え、奨励金単価については、市況価格の変動に照らし合わせ、また、登録している再生資源物回収業者への支援等に鑑み、適正な設定に努める。																																						
9 平成24年度予算要求に当たった担当課の見解	昨今の景気の低迷による消費の低下から資源物を含めごみ量全体は減少傾向にあるが、平成24年4月から行政回収を廃止し、集団回収に一元化になることから、資源量3,000トンが集団回収へ移行することが予想され、それに合わせて奨励金が増額となると思われる。 また、奨励金単価については、市況価格の変動に照らし合わせ、適正な設定に努めることを原則とするが、北京オリンピックをピークにして、その後、資源物の市況は下落傾向にあること、集団回収一元化によりステーション数が増えるなど、集団回収業者の負担が増加することが予想されるが、平成24年度予算要求に当たっては、現状維持としたい。 (資源物の市況) <table><tr><td></td><td>H20.4</td><td>H21.3</td><td>H22.3</td><td>H23.3</td><td></td></tr><tr><td>古紙</td><td>14.0円/kg</td><td>8.0円/kg</td><td>6.4円/kg</td><td>8.4円/kg</td><td></td></tr><tr><td>雑誌</td><td>10.5円/kg</td><td>6.5円/kg</td><td>5.5円/kg</td><td>7.0円/kg</td><td></td></tr><tr><td>ダンボール</td><td>14.0円/kg</td><td>9.0円/kg</td><td>5.7円/kg</td><td>6.7円/kg</td><td></td></tr><tr><td>アルミ缶</td><td>190円/kg</td><td>35円/kg</td><td>105円/kg</td><td>100円/kg</td><td></td></tr><tr><td>スチール缶</td><td>49.0円/kg</td><td>8.5円/kg</td><td>28.0円/kg</td><td>28.0円/kg</td><td>出典:スクラップマンスリー</td></tr></table>				H20.4	H21.3	H22.3	H23.3		古紙	14.0円/kg	8.0円/kg	6.4円/kg	8.4円/kg		雑誌	10.5円/kg	6.5円/kg	5.5円/kg	7.0円/kg		ダンボール	14.0円/kg	9.0円/kg	5.7円/kg	6.7円/kg		アルミ缶	190円/kg	35円/kg	105円/kg	100円/kg		スチール缶	49.0円/kg	8.5円/kg	28.0円/kg	28.0円/kg	出典:スクラップマンスリー
	H20.4	H21.3	H22.3	H23.3																																			
古紙	14.0円/kg	8.0円/kg	6.4円/kg	8.4円/kg																																			
雑誌	10.5円/kg	6.5円/kg	5.5円/kg	7.0円/kg																																			
ダンボール	14.0円/kg	9.0円/kg	5.7円/kg	6.7円/kg																																			
アルミ缶	190円/kg	35円/kg	105円/kg	100円/kg																																			
スチール缶	49.0円/kg	8.5円/kg	28.0円/kg	28.0円/kg	出典:スクラップマンスリー																																		
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)																																					
平成24年度		〔実行プラン〕資源化の促進及びごみ処理経費の削減に有効なことから一層の促進を図り、奨励金単価については、市況価格の変動に照らし合わせ、また、登録している再生資源物回収業者への支援等に鑑み、適正な設定に努める。																																					
平成25年度		〔実行プラン〕資源化の促進及びごみ処理経費の削減に有効なことから一層の促進を図り、奨励金単価については、市況価格の変動に照らし合わせ、また、登録している再生資源物回収業者への支援等に鑑み、適正な設定に努める。																																					
平成26年度		〔実行プラン〕資源化の促進及びごみ処理経費の削減に有効なことから一層の促進を図り、奨励金単価については、市況価格の変動に照らし合わせ、また、登録している再生資源物回収業者への支援等に鑑み、適正な設定に努める。																																					

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		80			補助金名		提出日	平成23年10月31日			
款	項	目	大事	小事	農林水産業の振興に関する補助金 (土地改良施設維持管理費)		担当課名	農政課			
6	1	4	1	1			所属長名	山崎 哲男			
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則						
H24年度予算要求額					3,500千円						
H24年度予算確定額					千円						
1 補助金等の趣旨、目的		本市は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域が存在しないことから、土地改良事業等に対し、国・県の補助を受けることが困難である。よって、各土地改良区が実施する施設の維持管理等の事業費の一部を助成することにより、地球温暖化防止機能や水害抑止の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健全な保全を促進し、水稻の生産性を高めるとともに緑豊かで調和の取れた都市空間の形成を助長するものである。									
2 内容・効果		市内各土地改良区が実施する灌漑排水施設の維持管理及び農地の保全並びに水田利用上必要な施設の災害復旧等の事業に対し、予算の範囲内で30%以内の補助を行うもの。 当該補助事業を実施することは、水害の防止、水稻の生産性向上に資するほか、市民生活の安全確保や地球環境の保全にも寄与する。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 施策コード：5-4 多様な方面からの農業の振興									
4 算出基準(算式)		$10,500,000円 \times 1/3 = 3,500,000円$ 【10,500,000円の内訳】 流山土地改良区 200,000円(揚水汲み上げ堰新設業務) 流山市新川土地改良区 2,400,000円(大幹線水路草刈業務1,800,000円・小水路浚渫業務600,000円) 流山市東部土地改良区 3,500,000円(揚水施設(井戸)の改修工事3,320,000円・送水管修理180,000円) 富士川土地改良区 100,000円(暗渠排水施設改良100,000円) 流山市芝罘土地改良区 4,300,000円(井戸の改修工事、揚水施設点検業務4,300,000円) (流山市東部土地改良区及び流山市芝罘土地改良区の揚水施設(井戸)の老朽化により、砂が噴出し出水率の低下したことにより、前年度に比べて2箇所の井戸改修工事が加わったため、予算額の増額が生じた。)									
5 国・県補助金等の有無、割合等		有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H23年度予算要求時・単位：千円)		総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D
		(無)			0						
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		予算額		3,891		1,500		3,167			
		決算額		3,891		1,267		3,167			
		補助件数(件)		6		3		5			
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		収 入	市補助金		3,891		1,267		3,167		
			国県補助金								
			会 費		7,781		2,535		6,333		
			その他の収入								
		収入合計 A		11,672		3,802		9,500			
		支 出	事務費								
			人件費								
			事業費		11,672		3,802		9,500		
		支出合計 B		11,672		3,802		9,500			
繰越金 A-B		0		0		0					

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	公共的な多面性を有する灌漑施設等の維持管理に関する補助を継続しながら、農業振興策全体の中での総合的な見直しの方向で市民生活の安全確保や地球環境の保全に努めて行きたい。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	本市には農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域が存在しないことから、国・県の補助を受けることが困難である。本市が、市内各土地改良区の実施する施設の維持管理等の事業費の一部を補助することは、地球温暖化防止機能や水害抑止の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健全な保全を促進し、水稻の生産性を高めるとともに緑豊かで調和の取れた都市空間の形成を助長するため、公益性が高く必要である。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		〔実行プラン〕 地球温暖化防止機能や水害抑止の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健全な保全を促進を継続し、市民生活の安全確保と地球環境の保全に努めて行きたいと考えています。
平成25年度		〔実行プラン〕 地球温暖化防止機能や水害抑止の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健全な保全を促進し、市民生活の安全確保と旧環境の保全に努めて行きたいと考えています。
平成26年度		〔実行プラン〕 地球温暖化防止機能や水害抑止の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健全な保全を促進し、市民生活の安全確保と旧環境の保全に努めて行きたいと考えています。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号					補助金名					提出日		平成23年10月28日		
款	項	目	大事	小事	中小企業資金融資利子補給金					担当課名		商工課		
7	1	2	1	3						所属長名		栗田 徹		
根拠規則・要綱等					流山市中小企業資金融資利子補給条例 流山市中小企業資金融資利子補給条例施行規則									
H24年度予算要求額					14,925千円									
H24年度予算確定額					千円									
中小企業資金融資の貸付者に対し、融資額の借り入れにより発生した利息の一部を補助することにより、負担の軽減と経営の安定に寄与し、市内中小企業者の育成と振興を図る。														
2 内容・効果		中小企業資金融資の貸付者に融資利息の一部を補助することにより、負担の軽減及び経営の安定に寄与している。												
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画 ☒ 実施計画 ☐ その他 () 5-1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化 (利子補給率) 運転資金…年1.50% 設備資金…年1.50% 公害防止資金…年2.20%～年3.10% 従業員独立開業資金…年1.50% 従業員独立開業資金…年1.50% 創業支援資金…年2.40% 事業転換資金…年1.50% 新規大型店舗対策資金…年2.00%												
4 算出基準(算式)		(融資利率) 1年以内…2.3% 1年超3年以内…2.7% 3年超5年以内…2.8% 5年超10年以内…3.1%												
5 国・県補助金等の有無、割合等		有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D				
		無		0										
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込						
		予算額		17,913		14,056		13,042						
		決算額		13,580		12,501		14,832						
		補助件数(件)		189		205		235						
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込						
		収 入	市補助金											
			国県補助金											
			会 費											
			その他の収入											
		収入合計 A		0		0		0						
		支 出	事務費											
			人件費											
			事業費											
		支出合計 B		0		0		0						
繰越金 A-B		0		0		0								

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	この融資制度は、市内中小企業の経営の安定等に寄与している。また、融資決定後には、返済完了までの融資期間中の利子補給を市が行う。 現在、制度利用者也増加傾向であることから、経済情勢及び近隣市の動向を見ながら、適正な貸付利率等に意を注ぎながら引き続き制度を運用していくべきである。 現下の景気後退局面において、自助努力だけでは防ぎようのない外的要因に対して、効果的かつ適正な措置を講じていくことこそが行政の責務と考える。よって、市内中小企業の経営の安定のため、市の制度融資利用者のみならず、県融資制度利用者、セーフティネット保証融資利用者についても補給対象者として拡充を図っていく必要が生じてきている。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	本市における企業立地の促進と中小企業の経営安定及び育成と振興を図る観点から、現状維持すべきである。 平成23年度の利子補給金額は前年の平成22年度より減額となっているが、厳しい経済情勢を勘案し、平成23年度の実績をベースに予算要求したもの。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		〔実行プラン〕 国の緊急経済対策と連動して効果的な中小・零細企業の経営の安定を図るため、市の融資制度利用者に対する利子補給を行う。
平成25年度		〔実行プラン〕 国の緊急経済対策と連動して効果的な中小・零細企業の経営の安定を図るため、融資利率の見直しを検討したうえで、市の融資制度利用者に対する利子補給を行う。
平成26年度		〔実行プラン〕 預託額を増額し、市内中小企業者の資金融資に支障を来たさないよう、融資枠の拡充に努めるとともに、これに合わせて利子補給を実施したい。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号					補助金名		提出日		平成23年10月28日		
款	項	目	大事	小事	商業団体事業運営資金利子補給金		担当課名		商工課		
7	1	2	2	1			所属長名		栗田 徹 		
根拠規則・要綱等					流山市補助金等交付規則						
H24年度予算要求額					310千円						
H24年度予算確定額											
1 補助金等の趣旨、目的		商業団体が行う流山共通ポイントカード事業運営に要する資金の貸し付けについて生じる利子を補給することにより、市内商業の振興及び市民の利便の向上に寄与する。									
2 内容・効果		商業団体(流山事業協同組合)が行う流山共通ポイントカード事業の運営に要する資金について金融機関から資金を受けた場合、融資利子の一部を補助する。市内商店の健全な発展と消費者の利便性の向上及び商業の振興に資するとともに負担の軽減に寄与する。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 (5-1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化)									
4 算出基準(算式)		返済する年に発生する融資利子の2分の1									
5 国・県補助金等の有無、割合等		有 無	有の場合の国・県・市の割合及び額(H21年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D 0	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		予算額									
		決算額									
		補助件数(件)									
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度		22年度		23年度見込			
		収 入	市補助金								
			国県補助金								
			会 費								
			その他の収入								
		収入合計 A		0		0		0			
		支 出	事務費								
			人件費								
事業費											
支出合計 B		0		0		0					
繰越金 A-B		0		0		0					

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	流山共通ポイントカード事業については、平成20年6月、流山市産業振興審議会からの中間答申を受け、当時の流山市商工会へ事業提案を行い、流山事業協同組合が主体となり平成23年5月28日にスタートした事業である。市内の商業振興を共通ポイントカード事業を手法として行うことにより、商業の活性化と市民へのサービス向上に寄与することとなる。 補助金として給付する金額は、1年間の融資利息の2分の1としている。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	市内商業の活性化に向けた共通ポイントカードの導入については、流山商業協同組が主体ではあるが、市の答申により動き始めた事業でもあることから支援していくべきと考える。 事業を展開するために事業資金の不足分を金融機関の融資を受けることで対応していることに対して、市では1年分の融資利子に対して一部を助成し、本事業のスムーズな運営と市内商業の活性化に寄与するために補助すべきである。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		〔実行プラン〕 共通ポイントカード事業運営のために、金融機関からの融資を受けた1年間の利息に対する一部を補給する。利子補給率は、1年間の利息の2分の1とする。
平成25年度		〔実行プラン〕 共通ポイントカード事業運営のために、金融機関からの融資を受けた1年間の利息に対する一部を補給する。利子補給率は、1年間の利息の2分の1とする。事業の状況により補給率の見直しを検討する。
平成26年度		〔実行プラン〕 共通ポイントカード事業運営のために、金融機関からの融資を受けた1年間の利息に対する一部を補給する。利子補給率は、1年間の利息の2分の1とする。事業の状況により補給率の見直しまたは廃止を検討する。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号		補助金名			提出日	平成23年10月28日			
款	項	目	大事	小事	流山花火大会事業補助金	担当課名	商工課		
7	1	3	1	3		所属長名	栗田 徹		
根拠規則・要綱等					流山市補助金等交付規則				
H24年度予算要求額					6,000千円				
H24年度予算確定額					千円				
1 補助金等の趣旨、目的		流山市民の郷土愛の育成とふれあいの場の創出と観光資源としての定着を図る。							
2 内容・効果		夏の風物詩として定着した本事業は、市民はもとより近隣からも多数の見物客が訪れ、流山市のPR及び観光の目玉となっている。また、平成18年度からは三郷市との同時開催及び有料観覧席を設けたほか、シャトルバスを4台で運行することなどにより誘客を図っている。平成22年度第34回大会は、天候にも恵まれ、約121,000人の市民等に観覧していただいた。 平成23年度は、東日本大震災の影響で各地で花火大会が中止となっており、三郷市との同日開催は困難となったが、35回目を迎える今大会は、96,000人の来場を得た。震災復興支援事業として、収益金の一部を義捐金として相馬市などへ寄付するほか、有料観覧席の席数の増席、メッセージ花火の実施、有料駐車場の開設、商工会議所商業部会や食品衛生協会などの募金活動による収益増を図った。							
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画 実施計画 その他 () 5-5 特色ある観光の育成と創設 事業費の一部補助であり、特に基準は設けていないが、6,000,000円の根拠は下記のとおり。							
4 算出基準(算式)		①会場設営費 5,000,000円×1/2=2,500,000円 ②観覧席設営費 3,000,000円×1/2=1,500,000円 ③広告宣伝費 1,000,000円×1/2= 500,000円 ④警備費 3,000,000円×1/2=1,500,000円 計 6,000,000円 なお、魅力ある花火大会とするため、また多数の来場者の安全性を確保するため、会場の警備体制の強化(要員増)を図るほか、会場への輸送能力を向上させるためのシャトルバスの増便や有料観覧席の設営費、花火の演出費などの諸経費の増額に対する補助を行う。 さらに、平成24年度は本市が市制施行45周年、三郷市では市制施行40周年を迎えるにあたり、記念の冠事業として両市の合同開催を目指すものである。							
5 国・県補助金等の有無、割合等	有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H23年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市繰ぎ足し単独額D
	無		0						
6 補助金の推移		年 度	21年度	22年度	23年度見込				
		予算額	4,200	4,200	5,000				
		決算額	4,200	4,200	5,000				
		補助件数(件)	1	1	1				
7 交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度	21年度	22年度	23年度見込				
収入	市補助金	4,200	4,200	5,000					
	国県補助金								
	会 費								
	その他の収入	14,290	17,133	18,511					
		収入合計 A	18,490	21,333	23,511				
支出	事務費	97	114	313					
	人件費								
	事業費	18,191	18,471	23,198					
		支出合計 B	18,288	18,585	23,511				
		繰越金 A-B	202	2,748	0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	安心安全な運営を第一義として、会場運営等に係る要員の確保において万全を期すことから応分な負担はやむを得ない。ただし、可能な限り経費削減に努めるとともに、費用捻出のため、前年同様、有料観覧席の販売を行い満席となるよう花火大会実行委員会へ働きかけていく。
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	継続実施とし、魅力ある安全な花火大会とするため、会場の警備体制の強化を図り、シャトルバスの増便を行うほか、有料観覧席の設営費、花火の演出費などの諸経費の一部に対する補助を行う。 なお、平成24年度は本市が市制施行45周年、三郷市では市制施行40周年を迎えるにあたり、記念の冠事業として両市の合同開催を目指すものである。開催日は平成24年8月25日を予定。
年度	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度	[実行プラン] 引き続き、有料観覧席の販売し経費捻出を行い、財源確保に努めるとともに、安心安全な大会運営に努めるため、会場警備の強化し、花火打ち上げの充実を図れるよう支援を行う。 三郷市との同日開催により、さらなる誘客を図りながら経済効果が高まるよう努める。
平成25年度	[実行プラン] 引き続き、有料観覧席を販売し、経費の捻出を行い、財源確保に努めるとともに、安心安全な大会運営に努めるため支援を行うこととしたい。補助金額については、今後とも安心安全な大会運営に努める観点から減額の見直しは難しいと考えてる。
平成26年度	[実行プラン] 引き続き、有料観覧席を販売し、経費の捻出を行い、財源確保に努めるとともに、安心安全な大会運営に努めるため支援を行うこととしたい。補助金額については、今後とも安心安全な大会運営に努める観点から減額の見直しは難しいと考えてる。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号					補助金名		提出日				
款	項	目	大事	小事	街づくり組織活動費補助金		担当課名		都市計画課		
08	04	01	02	71			所属長名		亀山 和男		
根拠規則・要綱等					作成中						
H24年度予算要求額					100千円						
H24年度予算確定額					千円						
1 補助金等の趣旨、目的		流山市自治基本条例の基本理念にのっとり、都市計画や街づくりにおける市民参加及び協働の街づくりを推進することにより良質で魅力的な街づくりを実現する。									
2 内容・効果		良質で魅力的な街づくりを目的とする市民等に構成される街づくり組織の活動を補助するもの。 これにより、市民等の活動に係る負担を軽減し、活動を促進することによって、良質で魅力的な街づくりを実現する。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（（仮称）流山市街づくり条例）									
4 算出基準（算式）		街づくり組織活動費補助金 50,000円（年間補助上限）*2団体=100,000円									
5 国・県補助金等の有無、割合等	有	有の場合の国・県・市の割合及び額（H24年度予算要求時・単位：千円）	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D		
	無		0								
6 補助金の推移		年 度		21年度（千円）		22年度（千円）		23年度見込（千円）			
		予算額		0		0		0			
		決算額		0		0		0			
		補助件数（件）		0		0		0			
7 交付団体の決算の状況（個人対象の補助金等については記載不要）		年 度		21年度（千円）		22年度（千円）		23年度見込（千円）			
		収 入	市補助金		0		0		0		
			国県補助金		0		0		0		
			会 費		0		0		0		
			その他の収入		0		0		0		
		収入合計 A		0		0		0			
		支 出	事務費		0		0		0		
			人件費		0		0		0		
			事業費		0		0		0		
			支出合計 B		0		0		0		
繰越金 A-B		0		0		0					

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	新規事業であるので、該当なし。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	過剰な補助にならないよう、対象に事務経費等の報告を徹底させ、補助金の適正な執行を徹底する。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		〔実行プラン〕 適切な補助費の検証を行い、より適正化を図る。
平成25年度		〔実行プラン〕 適切な補助費の検証を行い、より適正化を図る。
平成26年度		〔実行プラン〕 適切な補助費の検証を行い、より適正化を図る。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号						補助金名		提出日		
款	項	目	大事	小事	街づくり支援団体活動費補助金				担当課名	都市計画課
08	04	01	02	71						
根拠規則・要綱等					作成中		所属長名		亀山 和男	
H24年度予算要求額					50千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		流山市自治基本条例の基本理念にのっとり、都市計画や街づくりにおける市民参加及び協働の街づくりを推進することにより良質で魅力的な街づくりを実現する。								
2 内容・効果		良質で魅力的な街づくりを目的とする市民等に構成される街づくり組織を支援する街づくり支援団体の活動を補助するもの。これにより、市民等の活動に係る負担を軽減し、活動を促進することによって、良質で魅力的な街づくりを実現する。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（（仮称）流山市街づくり条例）								
4 算出基準（算式）		街づくり支援団体活動費補助金 50,000円（年間補助上限）*1団体=50,000円								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有 無	有の場合の国・県・市の割合及び額（H24年度予算要求時・単位：千円）	総事業費A=B+C+D 0	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
6 補助金の推移		年 度		21年度（千円）		22年度（千円）		23年度見込（千円）		
		予算額		0		0		0		
		決算額		0		0		0		
		補助件数（件）		0		0		0		
7 交付団体の決算の状況（個人対象の補助金等については記載不要）		年 度		21年度（千円）		22年度（千円）		23年度見込（千円）		
		収 入	市補助金		0		0		0	
			国県補助金		0		0		0	
			会 費		0		0		0	
			その他の収入		0		0		0	
		収入合計 A		0		0		0		
		支 出	事務費		0		0		0	
			人件費		0		0		0	
			事業費		0		0		0	
		支出合計 B		0		0		0		
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	新規事業であるので、該当なし。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	過剰な補助にならないよう、対象に事務経費等の報告を徹底させ、補助金の適正な執行を徹底する。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		[実行プラン] 適切な補助費の検証を行い、より適正化を図る。
平成25年度		[実行プラン] 適切な補助費の検証を行い、より適正化を図る。
平成26年度		[実行プラン] 適切な補助費の検証を行い、より適正化を図る。

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号						補助金名	提出日				
款	項	目	大事	小事	私立幼稚園放射性物質除染事業補助金		担当課名	学校教育課			
10	4	1	5	52			所属長名	亀田 孝			
根拠規則・要綱等					流山市私立幼稚園放射性物質除染事業補助金交付要綱						
H24年度予算要求額					2,700千円						
H24年度予算確定額					2,700千円						
1	補助金等の趣旨、目的 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質が3月21日の雨により本市に落ちてきたところである。放射線量に対する市民の関心は高く、特に子どもに係る放射能に対しては非常に関心の高いものとなっている。 そこで、園庭内に落ちた放射線物質の除染を実施することにより放射線量を下げ、園児の安心安全を確保するために、その除染費用に要した経費の一部を実施主体となる私立幼稚園に対し、補助金を支給するものである。										
2	内容・効果 本市に落ちた放射性物質には、放射線よう素、セシウム134、セシウム137が含まれており、セシウム137に至っては、今後、30年間放射線が発し続けるものである。 3月21日の降雨により落ちた放射線物質を除染することが喫緊の課題であり、そのため、私立幼稚園の敷地内の放射性物質の除染を実施することで、放射線量の低減に繋がるものであることから、平成23年9月7日に、「流山市私立幼稚園放射性物質除染事業補助金交付要綱」を制定し、除染に係る経費の1/2(200万円限度)を補助し、園児が安心して園生活を送ることができるとともに、保護者の不安を払拭するものである。										
3	対象事業の施策的な位置付け 基本計画・実施計画・その他（										
4	算出基準(算式) 対象者:私立幼稚園(学校法人) 補助基本額:除染に係る経費 補助率:1/2 上限額:2,000千円 600,000円×1/2×9園=2,700,000円										
5	国・県補助金等の有無、割合等	有	有の場合の国・県・市の割合及び額(H24年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
		無		0				0		0	
6	補助金の推移		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
			予算額		0		0		0		
			決算額		0		0		2,700		
			補助件数(件)		0		0		9		
7	交付団体の決算の状況(個人対象の補助金等については記載不要)		年 度		21年度 (千円)		22年度 (千円)		23年度見込 (千円)		
			収 入	市補助金		0		0		2,700	
				国県補助金		0		0		0	
				会 費		0		0		0	
				その他の収入		0		0		2,700	
			収入合計 A		0		0		5,400		
			支 出	事務費		0		0		0	
				人件費		0		0		0	
				事業費		0		0		5,400	
				支出合計 B		0		0		5,400	
繰越金 A-B		0		0		0					

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	本来であれば、すべて国もしくは東京電力の責務であると考え。しかし、子どもの安全のためという緊急性を鑑み、当該の手法で行うことが必要である。今後、国、東京電力が行うのであれば、補助制度は不要と関連える。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	放射能に対する園児の保護者を含めた市民の関心は高く、特に子どもが受ける放射能影響について非常に心配する声が多くある。このような状況下において、行政において放射性物質を除染することが急務であり。私立幼稚園に対し、幼稚園の敷地に落ちた放射線量の軽減のため、引き続き、その措置に要する経費に係る補助金の交付を行うことにより、当該施設内の放射線量の低減を図るとともに、園児の安全を確保するものである。	
年度	月	10適正化実行プラン(改革した内容及び予定する改革内容)
平成24年度		[実行プラン] 特になし
平成25年度		[実行プラン]
平成26年度		[実行プラン]

補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン

補助金番号					補助金名		提出日	平成23年10月31日		
款	項	目	大事	小事	私立幼稚園心身障害児指導補助金		担当課名	子ども家庭課		
10	4	1	5	1			所属長名	矢野 和彦 ⑩		
根拠規則・要綱等					流山市私立幼稚園心身障害児指導補助金交付要綱					
H24年度予算要求額					400千円					
H24年度予算確定額					千円					
1 補助金等の趣旨、目的		私立幼稚園に在園する心身に障害のある園児の指導費を助成し、幼稚園の負担軽減を図る。								
2 内容・効果		障害を持つ園児の指導費用を補助することにより、心身障害児の受け入れを促進し、幼児教育の拡充に努める。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ <u>その他</u> （交付要綱に基づき位置付けられている）								
4 算出基準（算式）		【平成24年度】 $50,000円 \times 8人 \times = 400,000円$ 年度末現在の対象園児数に対し交付するため、幼稚園の受け入れ状況を基礎としている。								
5 国・県補助金等の有無、割合等	有 <u>無</u>	有の場合の国・県・市の割合及び額（H24年度予算要求時・単位：千円）	総事業費A=B+C+D	国補助率	県補助率	市補助率	国・県補助金額B	市補助負担額C	市継ぎ足し単独額D	
			0							
6 補助金の推移		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		予算額		300		300		350		
		決算額		350		300		350		
		補助件数（件）		7		6		7		
7 交付団体の決算の状況（個人対象の補助金等については記載不要）		年 度		21年度		22年度		23年度見込		
		収 入	市補助金							
			国県補助金							
			会 費							
			その他の収入							
		収入合計 A		0		0		0		
		支 出	事務費							
			人件費							
			事業費							
支出合計 B		0		0		0				
繰越金 A-B		0		0		0				

8 本補助金の改革すべき点(補助金等審議会の答申・補助金等適正化システムの内容に照らし改革すべき点)	制度や主旨の周知を徹底し、心身に障害を持つ幼児のより一層の幼稚園就園の推進を図る。	
9 平成24年度予算要求に当たっての担当課の見解	希望する幼児に等しく幼児教育を受けさせる環境を整備するため、今後も引き続き制度の拡充に努めたい。 現在の該当園児数が7名であるため、1名分の増加をするもの。	
年度	月	
平成24年度		[実行プラン] 制度の周知を図るとともに、補助金の執行にあたっては、該当する幼稚園と連携を図り実態の把握に努める。 50,000円×8人=400,000円 このはな幼稚園6人・南流山幼稚園1人・神愛幼稚園1人
平成25年度		[実行プラン] より一層制度の周知を図りながら、障害ある幼児の教育の推進を図っていききたい。
平成26年度		[実行プラン] より一層制度の周知を図りながら、障害ある幼児の教育の推進を図っていききたい。